

(2) 検査の結果

検査したところ、次のとおり適正とは認められない事態が見受けられた。

訓練実施機関 A は、平成 31 年 4 月から令和 6 年 9 月までの間に東京都内又は大阪府内で開講予定の 195 職業訓練の認定を申請するに当たり、195 職業訓練に係る講師 115 名全員が実務等要件を満たすとして、機構の東京支部又は大阪支部に職業訓練認定申請書と併せて経歴確認書等をそれぞれ提出していた。また、機構の東京、大阪両支部は職業訓練認定申請書等を審査し、審査結果を機構本部にそれぞれ送付し、機構本部は審査結果を踏まえて 195 職業訓練について認定を行い、認定通知書を訓練実施機関 A に送付していた。そして、訓練実施機関 A は、195 認定職業訓練について、東京労働局又は大阪労働局に奨励金の支給に係る申請書と併せて認定通知書の写しなどをそれぞれ提出して奨励金の支給を申請し、元年度から 6 年度までの間に、195 認定職業訓練に係る奨励金計 635,544,500 円の支給を受けていた。

しかし、講師の実際の実績を確認したところ、訓練実施機関 A は、上記の講師 115 名のうち 45 名について、担当する訓練内容に関する実務等の経験が全くないなど、実務等要件を満たしていなかったのに、実務等要件を満たしたとする虚偽の経歴確認書を作成して職業訓練の認定を申請していた。このため、195 認定職業訓練のうち、上記の 45 名が講師となっていた 159 認定職業訓練については認定基準等に適合しておらず、機構がこれらの職業訓練を認定したことは適正ではないと認められる。

したがって、上記の 159 認定職業訓練に係る奨励金計 522,040,500 円の支給は適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、訓練実施機関 A が誠実でなかったため、経歴確認書等の記載内容が事実と相違していたのに、機構において、これに対する審査が十分でないまま職業訓練の認定を行っていたことなどによると認められる。

なお、これらの適正でなかった支給額 522,040,500 円のうち、返還請求の権利が時効により消滅している 23,765,000 円を除いた 498,275,500 円については、本院の指摘により、返還の処置が執られた。

(84) 厚生年金保険の老齢厚生年金の支給が適正でなかったもの

所管、会計名及び科目	内閣府及び厚生労働省所管 年金特別会計(厚生年金勘定) (項) 保険給付費
部 局 等	厚生労働本省
厚生年金保険の事業に関する事務の一部を委任し、又は委託している相手方	日本年金機構
支給の相手方	40 人
老齢厚生年金の支給額の合計	44,556,036 円(令和 3 年度～ 6 年度)
不当と認める支給額	22,009,176 円(令和 3 年度～ 6 年度)

1 保険給付の概要

(1) 厚生年金保険の給付

厚生労働省は、厚生年金保険の事業に関する事務を所掌しており、当該事業に関する事務の一部を日本年金機構(以下「機構」という。)に委任し、又は委託している。そして、機構は、同省の監督の下に、本部、312 年金事務所等において、当該委任され、又は委託された事務を実施している。

厚生年金保険(前掲 125 ページの「健康保険及び厚生年金保険の保険料等の徴収に当たり、徴収額が不足していたもの」参照)において行う給付には、老齢厚生年金等がある。

(2) 老齢厚生年金

ア 老齢厚生年金の支給の原則

老齢厚生年金では、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)により、厚生年金保険の適用事業所に使用された期間(以下「被保険者期間」という。)を 1 か月以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 10 年以上ある者等が 65 歳以上である場合に受給権者となる。

また、当分の間の特例として支給される老齢厚生年金では、原則 60 歳以上で被保険者期間を 1 年以上有し、老齢基礎年金に係る保険料納付済期間が 10 年以上ある 65 歳未満の者等が受給権者となっている(以下、老齢厚生年金のうち、特例として支給される老齢厚生年金を「特別支給の老齢厚生年金」という。)

イ 老齢厚生年金の給付額

老齢厚生年金の給付額は、受給権者の被保険者期間、被保険者期間における報酬、生年月日等を基に算定される額(以下「基本年金額」という。)等となっている。

ウ 老齢厚生年金の支給の停止

老齢厚生年金の受給権者が、厚生年金保険の適用事業所に労働時間、労働日数等からみて常用的に使用されて被保険者となった場合等において、総報酬月額相当額^(注1)と基本月額(基本年金額を 12 で除して得た額)との合計額が 500,000 円(令和 5 年 3 月までは 470,000 円、5 年 4 月から 6 年 3 月までは 480,000 円。ただし、4 年 3 月以前の特別支給の老齢厚生年金については 280,000 円。以下同じ。)を超えるときなどには、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止することとなっている。

そして、この場合の支給停止の手続は次のとおりとなっている。

- ① 受給権者を常用的に使用している厚生年金保険の適用事業所の事業主等は、受給権者の氏名、基礎年金番号等を確認するなどした上で、資格取得年月日、報酬月額等を記載した被保険者資格取得届等を年金事務所に提出する。

また、受給権者が 70 歳到達日以降に事業所に使用される場合、同事業主等は、原則として 70 歳以上被用者該当届等を提出する。

- ② 年金事務所は、これを点検し確認した上で、届出内容を機構本部に伝達する。
- ③ 機構本部が届出内容に基づいて算定した受給権者に係る年金の支給停止額を厚生労働本省(以下「本省」という。)が確認し、決定する。

さらに、年金事務所は、必要に応じて、事業所に厚生年金保険法に基づく立入検査を行うなどして、被保険者の資格等について調査確認や指導を行っている。

(注1) 総報酬月額相当額 標準報酬月額と、受給権者が被保険者である日の属する月以前
1年間の標準賞与額(総額)を12で除して得た額との合算額

2 検査の結果

(1) 検査の観点、着眼点、対象及び方法

本院は、合規性等の観点から、厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の提出が適正
(注2)
になされているかなどに着眼して、11地域部(4年3月31日以前は14地域部)の管轄区
域内に所在する140年金事務所が管轄する事業所等のうち、老齢厚生年金の受給権者等
を使用している345事業所について、2年度から6年度までの間における老齢厚生年金の支
給の適否について検査した。

検査に当たっては、本省において機構本部から提出された関係書類により、また、140
年金事務所において事業主から提出された厚生年金保険に係る被保険者資格取得届等の書
類により会計実地検査を行い、適正でないと思われる事態があった場合には、更に年金事
務所に調査及び報告を求めて、その報告内容を確認するなどの方法により検査した。

(注2) 地域部 機構の本部に11(令和4年3月31日以前は15)の地域部が置かれており、管
轄区域内における年金事務所の行う健康保険及び厚生年金保険の適用及び保険料の
徴収、拠出金の徴収、厚生年金保険の保険給付等に係る管理及び指導等に関する事
務を所掌している。

(2) 検査の結果

検査したところ、7地域部(4年3月31日以前は9地域部)の管轄区域内に所在する23
年金事務所が管轄する28事業所の老齢厚生年金の受給権者40人については、当該事業所
において常用的に使用されていて厚生年金保険の被保険者資格要件を満たすなどしてお
り、総報酬月額相当額と基本月額との合計額が500,000円を超えるなどしていた。このよ
うな場合には、機構本部において、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止するための
手続をとる必要があったのに、事業主から被保険者資格取得届、70歳以上被用者該当届
等が提出されていなかったことなどからこの手続がとられておらず、本省は、これらの
40人について、基本年金額の一部又は全部の支給等を停止していなかった。

このため、上記の40人に対する老齢厚生年金の支給(支給額計44,556,036円)のうち計
22,009,176円については、支給が適正でなく、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、受給権者又は事業主が制度を十分に理解していな
かったなどのため、事業主が被保険者資格取得届、70歳以上被用者該当届等の提出を適
正に行っていなかったのに、23年金事務所においてこれについての指導が十分でなかつ
たこと、また、本省において機構に対する監督が十分でなかったことなどによると認めら
れる。

前記の事態について、事例を示すと次のとおりである。

<事例>

受給権者Aは、平成13年4月に社会保険庁長官から老齢厚生年金の裁定を受け、同年3月
分から令和6年5月分まで、老齢厚生年金を全額支給されていた。

しかし、Aは遅くとも4年6月から、B事業所に常用的に使用されているため、同事業所の
事業主は、Aについて年金事務所に対して厚生年金保険の70歳以上被用者該当届の提出が必
要であるのに、その提出をしていなかった。

このため、4年6月分から6年5月分までの支給額の一部計4,281,856円については、支給が停止されていなかった。

なお、これらの適正でなかった支給額については、本院の指摘により、全て返還の処置が執られた。

これらの適正でなかった支給額を地域部ごとに示すと次のとおりである。

地 域 部 名	年 金 事 務 所	本院の調査 に係る受給 権者等数	不適正受給 権者数	左の受給権者 に係る支給額	左のうち不当 と認める支給 額
		人	人	千円	千円
北 関 東 ・ 信 越	桐 生 等 5	47	7	9,204	5,566
南 関 東 第 一	千 代 田 等 3	30	6	5,810	1,203
南 関 東 第 二	幕 張 1	12	4	2,121	1,128
中 部	岐 阜 北 等 7	86	9	13,816	7,530
近 畿 第 二	舞 鶴 等 3	21	7	3,273	748
中 国	岡 山 東 等 3	31	6	9,695	5,295
四 国	新 居 浜 1	1	1	635	535
計	23 か所	228	40	44,556	22,009

医 療 費

(85) 医療費に係る国の負担が不当と認められるもの

会計名及び科目	一般会計 (組織)厚生労働本省 (項)医療保険給付諸費 (項)生活保護等対策費 (項)障害保健福祉費
部 局 等	厚生労働本省、8 厚生(支)局(指導監督庁)、19 都道府県
国の負担の根拠	健康保険法(大正11年法律第70号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)、生活保護法(昭和25年法律第144号)等
医療給付の種類	健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、生活保護法等に基づく医療
実 施 主 体	全国健康保険協会、県5、市141、特別区21、町38、村4、国民健康保険組合3、後期高齢者医療広域連合36、計249実施主体
医 療 機 関 数	148 医療機関
過大に支払われていた医療費に係る診療報酬項目	入院基本料等加算、リハビリテーション、入院基本料等
過大に支払われていた医療費の件数	38,289 件(令和元年度～6年度)
過大に支払われていた医療費の額	868,278,417 円(令和元年度～6年度)
不当と認める国の負担額	330,357,992 円(令和元年度～6年度)